

令和7年度 第1回横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 会議録	
日 時	令和7年10月8日（水）14時00分～16時10分
開催場所	横浜市役所18階 なみき19会議室
出席者 (五十音順)	池邊委員、市川委員、川端委員（委員長職務代理者）、吉川委員、小谷委員（委員長）、関口委員、福地委員、三上委員、事務局（6名）
欠席者	0名
開催形態	公開（傍聴者0人）
議題	<p>1 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会委員長の互選等について</p> <p>2 会議の公開等について</p> <p>3 第三者評価の実施について</p>
決定事項	<p>1 委員長は小谷委員、委員長職務代理者は川端委員に決定。</p> <p>2 議事の公開等については、第1回は公開、第3回は非公開等とすることを決定。</p> <p>3 第三者評価の実施方法、評価項目等について、【資料5～6】のとおり決定。</p>
議事	<p>1 委員長の互選等について</p> <p>(1) 招集委員8名中8名の出席があり「横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会運営要綱」第7条第3項の規定に基づき、本委員会は有効に成立した。</p> <p>(2) 「横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会運営要綱」第6条に基づき、委員の互選により小谷委員が委員長に選任され、川端委員が委員長職務代理者に指名された。</p> <p>2 会議の公開等について【資料3】</p> <p>(事務局) 会議の公開等について、資料3により説明。</p> <p>(委員長) 会議の公開等の案について、異議はないか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>3 第三者評価の実施について【資料4から資料6】</p> <p>(1) 制度概要等について【資料4－1から資料4－3】</p> <p>(事務局) 制度概要等について、資料4－1から資料4－3により説明。</p> <p>(委員長) 事務局からの説明について、何か質問はあるか。</p> <p>(各委員) 質問なし。</p> <p>(委員長) 続いて、指定管理者より管理運営状況について報告をお願いしたい。</p> <p>(指定管理者) 指定管理者からメモリアルグリーン及び日野こもれび納骨堂の管理運営状況について報告</p> <p>(委員長) 指定管理者からの報告について、何か質問はあるか。</p> <p>(委員) 以前、大雪でメモリアルグリーンにあるミモザの枝が折れて損傷を受けたと記憶しているが、その後の対応について伺いたい。</p> <p>(指定管理者) ミモザの木は現在も健在で、開花時期には黄色い花を咲かせている。</p> <p>(委員) 以前の委員会で、メモリアルグリーンで墓石の周辺の芝生を切り取って土を露出させる方法が提案され、委員からも意見が出ていたと記憶しているが、その</p>

後の対応状況はどうか。

(指定管理者) 提案内容をご説明した際に委員からいただいたご意見等を踏まえ、墓石周りの芝は残した芝生敷きの形で整備している。なお、芝のエッジカットについては、墓域の外周部や休憩エリア、その他芝生エリアにおいて実施している。

(委員) 現在の指定管理者が第1期から第3期も指定管理者だったか。

(指定管理者) 指定管理者代表企業の(株)清光社としては、第1期、第2期も指定管理者です。

(委員) 関西地方では少量のお骨を納骨する慣習があるが、当該施設ではそのような関西地方などの地域の納骨慣習にも対応しているか。

現在一般的となっている骨壺での納骨やカロート型の墓地施設は、将来的な廃棄などの環境への配慮が求められると考えるが、市としてはどう捉えているか。

(指定管理者) 関西地方などでみられる少量のお骨による納骨にも受け入れを対応している。

(委員) それでは、指定管理者としては利用者の多様なニーズに応じた柔軟な運営を行っているという理解でよろしいか。

(指定管理者) 多様な埋葬慣習に対応した墓地運営は横浜市の基本方針であると理解し、その方針に沿って施設運営を行っている。

(委員) 日本では陶器製の骨壺を使用することが一般的だが諸外国では土に還る素材の骨壺や小型の骨壺など多様な骨壺がある。市としてもそうした環境面に配慮した墓地施策を考えていくべきだと思う。

(事務局) 日野こもれび納骨堂の自動搬送式納骨施設では、基本的に7寸サイズの骨壺でのご利用を想定しているが、粉骨を行うなどして小さいサイズの納骨にも受け入れ対応している。今後も利用者や識者など様々なご意見を伺いながら検討を重ねていきたい。

(2) 第三者評価の実施方法について【資料5-1及び資料5-2】

(事務局) 第三者評価の実施方法について、資料5-1及び資料5-2により説明。

(委員長) 事務局から説明のあった案について何か質問や意見はないか。

(各委員) 意見なし。

(委員長) では、案のとおり決定してよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(3) 評価項目等について【資料6-1から資料6-3】

(事務局) 評価項目等について、資料6-1から資料6-3により説明。

(委員長) 事務局から説明のあった案について何か質問や意見はないか。

(委員) 暑さ対策としてミスト設備を導入するなどの工夫が必要でないかと考える。例えば久保山墓地においては、車いす利用者への配慮としてバリアフリー化や、木陰で涼める場所が必要だと考える。

また、近年では従来の墓石が並ぶ形式ではなく、緑豊かなガーデン風の墓地が人

	<p>気になっている。コロナ禍以降、家族葬が増加し、大規模な法要の風習が減ってきている。こうした社会の変化を踏まえた今後の墓地のあり方について考えていくべき。ドイツなど海外の事例では、墓地にカフェが併設され、若者のコミュニティの場となっている例もある。墓地が「訪れたい場所」となるような施設づくりを目指してほしいと思う。横浜市のような大都市だからこそ、率先して取り組みを進めてもらいたい。</p> <p>(事務局) 市職員担当としても、他自治体の施設を現地視察するなどして研究を進めたい。</p> <p>(委員) メモリアルグリーンは整備当時は先進的な仕様の施設として整備された。</p> <p>(事務局) 現在もメモリアルグリーンは利用者から好評をいただいていると認識しており、一昨年と昨年に利用者募集を行ったところ募集人数を大きく上回る申し込みがあり、競争率は約 8.5 倍であった。</p> <p>(委員) 確かに、美しい空間で私自身も好意をもっている。ただ、他市町村にはさらに先進的な施設も整備されてきており、横浜市でもこうした事例を参考にしてももらいたい。</p> <p>(委員長) 他に質問がなければ、資料ごとに案をお諮りする。まず、資料 6-1 について、案のとおり決定してよろしいか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>(委員長) 次に、資料 6-2 について、案のとおり決定してよろしいか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>(委員長) 次に、資料 6-3 について、案のとおり決定してよろしいか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>(委員長) あらかじめ用意された議事は以上。議事のその他について、委員から何かあるか。</p> <p>(委員) 次回委員会の議事に関連して、「舞岡しぜん墓園」の名称についてだが、現在、諸外国では墓地の名称に「墓」という文字を含めない例が多くみられる。</p> <p>(事務局) 名称を検討する際に「墓」という文字を使わない案も検討したが、商標登録の関係や墓地施設であることが市民に分かりやすく伝える必要性などを踏まえ、「舞岡しぜん墓園」という名称になりました。</p> <p>(委員) コロナ禍以降、家族葬の増加など葬送文化が変化しており、墓地行政もこうした変化に対応していくなければ市民ニーズに応えられなくなってしまう。柔軟な対応を期待したい。</p> <p>(委員長) 他に何か意見はあるか。</p> <p>(各委員) 意見なし。</p> <p>(委員長) 事務局からは何か報告などはあるか。</p> <p>(事務局) 事務局から今後の日程等の事務連絡を案内</p> <p>(委員長) 以上で議事を終了する。</p>
資料	<p>1 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会委員名簿</p> <p>2-1 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例（抄）</p>

	<p>2－2 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会運営要綱</p> <p>3 会議の公開等について（案）</p> <p>4－1 横浜市指定管理者第三者評価の制度概要</p> <p>4－2 メモリアルグリーン 施設概要</p> <p>4－3 日野こもれび納骨堂 施設概要</p> <p>5 第三者評価の実施方法について（案）</p> <p>6－1 評価項目等について（案）</p> <p>6－2 横浜市指定管理者第三者評価制度 第4期メモリアルグリーン指定管理者評価シート（案）</p> <p>6－3 横浜市指定管理者第三者評価制度 第2期日野こもれび納骨堂指定管理者評価シート（案）</p>
参考資料	<p>【メモリアルグリーン】</p> <p>1 管理状況調査方法</p> <p>2 基本協定書</p> <p>3 指定管理者業務基準書</p> <p>4 維持管理水準書</p> <p>5 事業計画書等</p> <p>6 事業報告書等（令和4年度から令和6年度）</p> <p>【日野こもれび納骨堂】</p> <p>7 管理状況調査方法</p> <p>8 基本協定書</p> <p>9 指定管理者業務基準書</p> <p>10 維持管理水準書</p> <p>11 事業計画書等</p> <p>12 事業報告書等（令和5年度及び令和6年度）</p>